

9 医療関係の各受給者証等を更新します 問 市民課 国保年金班 ☎ 32 - 3032

◆ 国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証 ◆ (福) 福祉医療費受給者証

8月1日から使用する医療関係の各受給者証の更新を次の日程で行います。該当する方には更新手続きの通知を郵送します。同封の申請書に必要な事項を記入のうえ、交付期間内に必ず申請してください。

【更新対象者】

国保

- ・国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定対象者（国民健康保険に加入している70～74歳で市民税非課税世帯の方）

(福) マルフク

- ・福祉医療費受給者のうち、受給者証の有効期間が「令和元（平成31）年7月31日まで」となっている方
- ・8月1日からの新規事業（ひとり親家庭の親）に該当する方

【更新期間】

交付期間 7月25日(木)～27日(土)
交付時間 午前8時30分～午後7時
 ※ただし、27日(土)は午後5時まで
交付会場 にかほ市役所各庁舎（住所地の庁舎）

【各種申請窓口】

象潟地域…税務課 市民サービス班
 金浦地域…金浦市民サービスセンター
 仁賀保地域…市民課 国保年金班

10 国民健康保険税納税通知書を送付しました 問 税務課 市民国保税班 ☎ 43 - 7505

令和元年度（平成31年度）国民健康保険税の納税通知書を7月12日に世帯主宛てに送付しました。国保税は、医療費等の貴重な財源となりますので、各期限内納付にご協力をお願いします。

※国保の納税義務者は世帯主です。（世帯主本人が国保に加入していなくても納税義務者は世帯主となります）
 ※発送件数が多いため、お手元に届くまでお時間がかかることもあります。郵便事情につきご了承願います。
 ※国保加入者（5月以降に国保を抜けた方も含みます）がいる世帯で、納税通知書が届かない場合は税務課市民国保税班までご連絡をお願いします。

税率等が変更となりました

安定的な財政運営のため医療給付分の税率と均等割額、課税限度額が見直され変更となりました。

医療給付分

	改正前	今年度
所得割	6.10%	6.90%
均等割	31,500円	34,500円
課税限度額	58万円	61万円

均等割額の軽減判定基準の変更については、納税通知書および同封のチラシをご確認ください。

納付方法を必ずご確認ください

世帯の状況等によって、今までは年金から引き落としされていたり、納付書による納付に切り替わったり、10月より年金からの引き落としが開始になる場合もあります。

便利な口座振替をご利用ください

口座振替を申し込みされますと、納期限日にご指定の口座から自動的に納税できます。納付のたびに窓口に出かける必要がなくなり、納め忘れの心配もありません。納付書払いの方はぜひご利用ください。

11 児童扶養手当現況届の提出について 問 子育て長寿支援課 ☎ 32 - 3040

児童扶養手当はひとり親家庭の生活の安定と自立を促進するために支給されます。手当の認定を受けた方（所得制限により支給停止となっている方も含みます）は、現況届の提出が必要となりますので、8月中旬に提出してください。

下記の日程・会場で現況届等を受け付けします

期日	会場	時間
8月1日(木)・2日(金)	仁賀保庁舎	午前9時～正午 午後1時～4時30分
8月3日(土)	スマイル	
8月5日(月)・6日(火)	象潟保健センター	
8月7日(水)	金浦保健センター	

ご都合の良い会場・時間帯をご利用ください。お待ちいただく場合もありますので、時間に余裕をもってお越しください。上記日程以外は、子育て長寿支援課（仁賀保庁舎）で受け付けています。（土日祝日を除く）
 担当が不在の場合は受け付けできませんので、必ず事前にご予約ください。

児童扶養手当の一部支給停止措置について

児童扶養手当受給開始後5年が経過すると手当の一部が支給されなくなります。これまでどおり受給するには、届出が必要です。対象者には6月下旬に通知をしていますので、現況届とあわせて提出してください。

7 後期高齢者医療制度加入者の皆さんへ

後期高齢者医療制度は75歳以上の方全員が加入する医療保険制度です。

後期高齢者医療保険料決定通知書の送付

令和元年度（平成31年度）後期高齢者医療保険料の通知書を、7月12日に加入者の皆さんに発送しました。保険料は、特別徴収（年金からの徴収）と普通徴収（口座振替または納付書による徴収）の方がいますので送付された通知書をご確認ください。また、併用徴収と記載されている方は特別徴収と普通徴収が年度内に切り替わりますのでご注意ください。なお、後期高齢者医療制度加入者で通知書が届かない場合は、税務課市民国保税班にご連絡をお願いします。

保険料の納付方法

後期高齢者医療制度の保険料は、原則として年金から納めていただくことになっていますが、市役所の窓口で申請することで、年金からの徴収を口座振替に変更することができます。10月分の年金から変更できますので、希望される方は8月5日(月)までに税務課市民国保税班までお問い合わせください。※これまでの納付状況により、変更できない場合があります。

保険料の軽減措置について

令和元年度（平成31年度）は、平成30年度と保険料率に変更はありませんが、均等割額の軽減措置が変更になっています。詳しくは決定通知書および同封のリーフレットをご確認ください。

8月から保険証が新しくなります

後期高齢者医療制度加入者には、7月下旬に新しい保険証をお送りします。8月1日以降は新しい保険証をお使いください。なお、医療機関での自己負担割合は、所得に応じて1割または3割となりますので保険証をご確認ください。※保険料の滞納がある方には窓口で保険証を交付する場合があります。

「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちの方へ

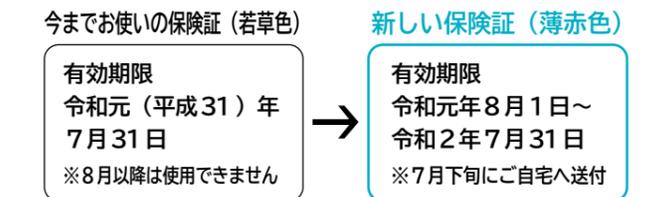
現在、認定証の交付を受けている方で、今年度も引き続き住民税非課税世帯の方については、8月1日からの認定証を保険証と一緒にお届けします。また、新規に対象となる方には7月上旬に申請書をお送りしています。申請書の提出をお願いします。

「限度額適用認定証」をお持ちの方へ

現在、認定証の交付を受けている方で、今年度も住民税の課税所得が145万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方についても、8月1日からの認定証を保険証と一緒にお届けします。また、新規に対象となる方には、6月中旬に申請書をお送りしています。まだ提出されていない方は提出をお願いします。

保険証の受け取りにはご注意ください！

保険証・認定証は簡易書留郵便でお届けします。次の点にご確認ください。
 ①受け取りには印鑑が必要です。また、届いたら必ず開封して内容をご確認ください。
 ②長期不在となる方や郵便局に転居届をされている方（まだ市役所に届出をされていない方）はご連絡ください。



◆ 保険証・限度額適用認定証等の問合先・窓口

市民課 国保年金班 ☎ 32 - 3032
 税務課 市民サービス班
 金浦市民サービスセンター
 ◆ 保険料関係の問合先
 税務課 市民国保税班 ☎ 43 - 7505

8 ガス設備保守点検のお知らせ 問 ガス水道局 ☎ 37 - 3131

ガス水道局では、都市ガスをより安全に安心してお使いいただくため、ガス事業法に基づき、都市ガスをご利用のお客さまのガス設備・ガス器具の保安点検を実施しています。ガス水道局より委託された点検員がお伺いしますので、点検作業にご理解とご協力をお願いします。なお、点検作業は20分程度で、お客さまから費用をいただくことはありません。

8・9月の点検予定地区（金浦地域…金浦字）

頃田・谷地中・古賀の田・花潟・鳥長根・背長森・十二林・堀切

※作業の進捗状況により、点検時期が予定より前後する場合がありますので、ご了承ください。